

淡路広域水道企業団職員定数条例

平成 9 年 2 月 24 日

条 例 第 1 号

改正	平成20年 8 月 27 日	条例第 6 号	平成25年 2 月 20 日	条例第 1 号
	平成21年12月25日	条例第 6 号		
	平成22年 2 月 24 日	条例第 9 号		

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第 3 項の規定に基づき、淡路広域水道企業団に常時勤務する一般職の職員（休職中の職員及び期間を定めて雇用される者を除く。）の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、71名とする。

附 則

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月 27 日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日 条例第 6 号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 2 月 24 日 条例第 9 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 20 日 条例第 1 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。